

居宅療養管理指導重要事項説明書

2026 年 6 月改定

居宅療養管理指導又は介護予防居宅療養管理指導（以下「居宅療養管理指導等」という。）サービスの提供開始にあたり、当事業者が説明すべき重要事項はつぎのとおりです。

1. 事業の目的と運営方針

事業の目的	医師は、要介護状態又は要支援状態にあり、通院が困難な利用者に対し、心身の状況や置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行いケアマネージャーへ情報提供を行います。 また管理栄養士は、計画的な医学的管理を行っている医師の指示があった場合、栄養ケア計画に沿って居宅を訪問し、栄養管理にかかる必要な情報提供や助言並びに食事療法に関わる実地指導を行います。
運営の方針	① 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ② 上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③ 利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接関わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

2. 事業所概要

事業所名称	医療法人社団 一陽会 服部病院
代表者名	服部 哲也
所在地	〒673-0413 兵庫県三木市大塚 2 1 8 - 3
T E L / F A X	TEL. 0794-82-2550 / FAX. 0794-82-4399
介護保険指定事業所番号	2 8 1 2 3 0 1 4 9 3
営業日・時間	月・火・水・木・金 9：00 ～ 16：00 (祝日・年末年始除く)
通常の事業の実施地域	当事業所から半径 1 6 キロ圏内 (1 6 キロ超の場合は応相談)

3. 従業者の職種、員数及び職務の内容

従業者の職種	員数	職務の内容
医師	3	療養上の管理及び指導
看護師	概ね2	身の周りの介護方法についての指導と援助
管理栄養士	1（兼務）	栄養管理にかかる必要な情報提供及び助言・食事療法に関する実地指導
事務員	1	居宅療養管理指導にかかる必要な事務

（2026年6月現在）

※利用者に居宅療養管理指導を提供する当事業所の従業員は、身分証明書を携行し、初回訪問時及び利用者やご家族から求められた際はいつでも提示します。

4. 担当者の変更について

サービスを提供する担当者の変更を希望する場合は、相談窓口の担当者までご連絡ください。利用者のご希望を尊重して調整を行います。ただし、利用者から特定の担当者の指名はできないこと、当事業所の人員配置などによりご希望に添えない場合もありますことをあらかじめご了承ください。

5. サービスの内容及び利用料について

1) サービスの内容

担当の医師が通院に困難な利用者に対し、その居宅を訪問して行う計画的、継続的な医学管理をもとに利用者が居宅サービス計画を依頼する居宅支援事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供を行います。また利用者若しくはその家族等に対する居宅サービス利用上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。

また、管理栄養士は、計画的な医学管理を行っている医師の指示があった場合、栄養ケア計画に沿って居宅を訪問し、栄養管理にかかる必要な情報提供や助言、並びに食事療法に関する実地指導を行います。医師の判断により別に厚生労働大臣が定める特別な治療食を必要とされる方若しくは低栄養状態にある方が対象になります。

毎月2回程度を基本に、担当医師又は医師の指示を受けた管理栄養士が訪問します。

※他事業者への情報提供については、個人情報ですので利用者の同意を得て行います。

2) 利用料の概算

- ① 当院では、医師の場合は居宅療養管理指導費（当該月の利用状況により、ⅠまたはⅡ）を算定し、医師の指示を受けた管理栄養士の場合は管理栄養士による居宅療養管理指導費を算定します。（下記参照）
- ② 介護保険の負担割合によって費用が異なりますので目安としてお考えください。
- ③ 公費負担医療の受給者であれば自己負担はありません。
- ④ 今後この料金体系は変更する場合があります。その際は利用者に事前に文章をお渡しして説明します。

なお、居宅療養管理指導費は、介護サービスの利用限度額（区分支給限度基準額）には含まれませんのでご安心ください。

【利用料／単一建物に対象の居住者が1人の場合】

医師の場合（月に2回まで）居宅療養管理指導費

Ⅰ又はⅡは、当該月のご利用状況により決まります。

単位数	料 金	1割負担	2割負担	3割負担
Ⅰ 515	10円／1単位	515円	1,030円	1,542円
Ⅱ 299	10円／1単位	299円	598円	897円

管理栄養士の場合（月に2回まで）居宅療養管理指導費

単位数	料 金	1割負担	2割負担	3割負担
545	10円／1単位	545円	1,090円	1,635円

3) 利用料の支払いについて

- ① 利用料の自己負担額がある場合は、利用の月ごとにその合計金額を請求します。
請求書は、利用明細を添えて利用のあった翌月までに利用者宛に送付いたします。
ただし請求のない月は送付しません。
- ② お支払いは、原則として請求書送付の翌月末までにお支払いいただきます。
※ 領収書の再発行はできませんので、大切に保管しておいてください。

6. 賠償責任について

当事業所の責任において、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合、事業所は利用者にその損害を賠償いたします。

7. 虐待の防止について

- 1) 当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次のとおり必要な措置を講じます。
 - ① 虐待防止のための指針を整備し、虐待防止委員会を定期的に開催します。
 - ② 職員に対し、虐待防止のための研修を年1回以上実施します。
- 2) 当事業所は、職員又は養護者（家族等）による虐待を発見した場合は、速やかにこれを市町村の担当窓口に通報します。

8. サービスの利用に関する留意事項

サービスの提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ① 医師等は、年金等の管理、金銭の貸借など金銭の取り扱いはできません。
- ② 医師等は、利用者本人の心身の機能の維持回復のために診療又は補助を行います。それ以外の業務（利用者の家族へのサービス提供）はできません。
- ③ 医師等への贈り物や飲食物等の提供は、お断りします。
- ④ サービスは、主治医の指示に基づいて提供されますので、利用者の希望があっても主治医の指示に反するサービスの提供はできませんのでご了承ください。
- ⑤ サービス提供中の無断での動画・写真撮影及び録音は利用者や職員のプライバシー及び個人情報保護のためご遠慮願います。
- ⑥ 提供したサービス内容の記録は、利用者との契約終了の日から5年間保管します。記録については、利用者とその家族に限り、閲覧及び写しの交付が可能です。なお写しを希望される場合は実費をいただきます。

9. 当事業所が提供するサービスの相談窓口について

当事業所が提供するサービスについてご相談や苦情などがございましたら次の窓口まで遠慮なくお申し出ください。

担 当 部 署	医療法人社団 一陽会 服部病院 地域医療連携室
営 業 日	月曜から金曜（祝日・年末年始の休業日を除く）
相 談 窓 口 対 応 時 間	8：30～17：00
担 当 者	山下 きみ子
相 談 の 方 法	来所・訪問・電話・文書・FAX
連 絡 先	TEL. 0794-82-2550 / FAX. 0794-82-4399

介護保険の苦情や相談に関しては他に下記の相談窓口があります。

三木市 健康福祉部 介護保険課	三木市上の丸町１０番３０号 電話 ８２－２０００（代） FAX ８２－５５００ 受付 ８：３０～１７：００ 月～金（祝日除く）
兵庫県 福祉部 高齢政策課	神戸市中央区下山手通５丁目１０－１ 電話 ０７８－９４１－７７１１（代） 受付 ８：４５～１７：３０ 月～金（祝日除く）
兵庫県国民健康保険団 体連合会 介護保険課苦情相談係	神戸市中央区三宮町１丁目９－１－１８０１号 電話 ０７８－３３２－５６１７ FAX ０７８－３３２－５６５０ 受付 ９：００～１７：１５ 月～金（祝日除く）

10. 重要事項を説明した場所・年月日等

サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

重要事項の説明場所	服部病院 ・ ご自宅 ・ その他（ ）
説明年月日	20 年 月 日
説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 住所

氏名

（代理人・署名代行人・立会人）住所

いずれかに○

氏名（続柄）

代理人……利用者自身による判断が難しい場合など利用者に代わって契約を締結していただける方

署名代行……利用者自身による記名が難しい場合など代筆をしていただける方

立会人……契約に際し、立ち会っていただいた方